

参考資料

[地方自治・地域再生]

◇ 国、道、市町村の役割分担の整理

参考資料 1 維持管理費に係る国直轄事業負担金制度の廃止
(答申 1) ······ ······ ······ ······ ······ 1

参考資料 2 道道管理権限の町村への移譲 (答申 2) ······ 7

◇ 支え合いによる地域社会づくり

参考資料 3 福祉移送サービスに係る規制緩和 (答申 3) ··· 9

参考資料 4 コミュニティハウスの制度創設 (答申 4) ··· 15

◇ 道州制に向けた強い基礎自治体づくり

参考資料 5 指定都市等の要件認定権限の移譲 (答申 5) ··· 39

参考資料 6 将来の基礎自治体の新モデルをつくる広域中核市制度の創設 (答申 6) ······ ······ ······ 49

維持管理費に係る国直轄事業負担金制度の廃止<新旧対照表>

区分	現行	権限移譲後				
		事業	負担割合	事業	負担割合	
【国直轄事業の負担割合】(概要)		【国直轄事業の負担割合】				
国道の維持又は修繕 (道路法 § 50(2))		国道の維持又は修繕 (道路法 § 50(1))				
河川の維持、修繕 (河川法 § 60(1))		河川の維持、修繕 (河川法 § 60(1))				
都市公園の維持・管理 (都市公園法 § 12-3)		都市公園の維持・管理 (都市公園法 § 12-3)				
国直轄事業により整備した施設と地方が整備した施設の維持管理負担の比較(道路の場合)						
国直轄事業により整備した施設と地方が整備した施設の維持管理負担の比較(道路の場合)						
国と地方の役割分担の明確化						
【特区提案】						
○ 道路法(§ 50②)、河川法(§ 60①)、都市公園法(§ 12-3)の規定に、「特定広域団体については適用しない」旨の条文を追加する。						
法令制度						
○ 地方財政法 § 17②により、法令等で定める建設事業等を国が行う場合には、地方公共団体はその経費の一部を負担することとされており、具体的な負担割合は、道路法、河川法など個別法令により規定されている。						

維持管理費に係る国直轄事業負担金の内訳

区分	道路			河川			公園																		
事業内容	国道の維持、修繕			一級河川の維持、修繕 指定河川の維持、修繕			都市公園の維持その他の管理																		
根拠法	道路法 § 50② 道路法施行令 § 31 III			河川法 § 60 河川法施行令 § 42③、⑤			都市公園法 § 12-3 都市公園法施行令 § 28																		
負担割合				<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>国</th><th>道</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>維持管理</td><td>7/10</td><td>3/10</td></tr> </tbody> </table>			区分	国	道	維持管理	7/10	3/10	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>国</th><th>道</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>維持管理</td><td>5.5/10</td><td>4.5/10</td></tr> </tbody> </table>			区分	国	道	維持管理	5.5/10	4.5/10				
区分	国	道																							
維持管理	7/10	3/10																							
区分	国	道																							
維持管理	5.5/10	4.5/10																							
負担金(決算額)				<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>道</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H16</td><td>191億円</td></tr> <tr> <td>H17</td><td>169</td></tr> <tr> <td>H18</td><td>180</td></tr> </tbody> </table>			年度	道	H16	191億円	H17	169	H18	180	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>道</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H16</td><td>47億円</td></tr> <tr> <td>H17</td><td>47</td></tr> <tr> <td>H18</td><td>47</td></tr> </tbody> </table>			年度	道	H16	47億円	H17	47	H18	47
年度	道																								
H16	191億円																								
H17	169																								
H18	180																								
年度	道																								
H16	47億円																								
H17	47																								
H18	47																								

■地方財政法（昭和二十三年七月七日法律第百九号）

（地方公共団体の負担金）

第十七条の二 国が第十条の二及び第十条の三に規定する事務を自ら行う場合において、地方公共団体が法律又は政令の定めるところによりその経費の一部を負担するときは、当該地方公共団体は、その負担する金額（以下「地方公共団体の負担金」という。）を国に対して支出するものとする。

- 2 国の行う河川、道路、砂防、港湾等の土木事業で地方公共団体を利用するものに対する当該地方公共団体の負担金の予定額は、当該工事の着手前にあらかじめ当該地方公共団体に通知しなければならない。事業計画の変更等により負担金の予定額に著しい変更があつた場合も、同様とする。
 - 3 地方公共団体は、前項の通知を受けた場合において負担金の予定額に不服があるときは、総務大臣を経由して、内閣に対し意見を申し出ることができる。
-

（国がその全部又は一部を負担する建設事業に要する経費）

第十条の二 地方公共団体が国民経済に適合するように総合的に樹立された計画に従つて実施しなければならない法律又は政令で定める土木その他の建設事業に要する次に掲げる経費については、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

- 一 道路、河川、砂防、海岸、港湾等に係る重要な土木施設の新設及び改良に要する経費
- 二 林地、林道、漁港等に係る重要な農林水産業施設の新設及び改良に要する経費
- 二の二 地すべり防止工事及びぼた山崩壊防止工事に要する経費
- 三 重要な都市計画事業に要する経費
- 四 公営住宅の建設に要する経費
- 五 児童福祉施設その他社会福祉施設の建設に要する経費
- 六 土地改良及び開拓に要する経費

（国がその一部を負担する災害に係る事務に要する経費）

第十条の三 地方公共団体が実施しなければならない法律又は政令で定める災害に係る事務で、地方税法 又は地方交付税法 によつてはその財政需要に適合した財源を得ることが困難なものを行うために要する次に掲げる経費については、国が、その経費の一部を負担する。

- 一 災害救助事業に要する経費
- 二 災害弔慰金及び災害障害見舞金に要する経費
- 三 道路、河川、砂防、海岸、港湾等に係る土木施設の災害復旧事業に要する経費
- 四 林地荒廃防止施設、林道、漁港等に係る農林水産業施設の災害復旧事業に要する経費
- 五 都市計画事業による施設の災害復旧に要する経費
- 六 公営住宅の災害復旧に要する経費
- 七 学校の災害復旧に要する経費
- 八 社会福祉施設及び保健衛生施設の災害復旧に要する経費
- 九 土地改良及び開拓による施設又は耕地の災害復旧に要する経費

【道路】

○道路法（昭和二十七年六月十日法律第百八十号）

（国道の管理に関する費用）

第五十条 国道の新設又は改築に要する費用は、国土交通大臣が当該新設又は改築を行う場合においては国がその三分の二を、都道府県がその三分の一を負担し、都道府県が当該新設又は改築を行う場合においては国及び当該都道府県がそれぞれその二分の一を負担するものとする。

2 国道の維持、修繕その他の管理に要する費用は、指定区間内の国道に係るものにあつては国がその十分の五・五を、都道府県がその十分の四・五を負担し、指定区間外の 国道に係るものにあつては都道府県の負担とする。ただし、第十三条第二項の規定による指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理に要する費用は、当該都道府県又は指定市の負担とする。

○道路法施行令（昭和二十七年十二月四日政令第四百七十九号）

（国道の管理に関する費用の負担）

第三十一条 道の区域内の国道の管理に関する費用（共同溝及び電線共同溝の管理に関する費用並びに交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第二条第三項に規定する交通安全施設等整備事業（同項第一号に掲げる事業を除く。以下「交通安全施設等整備事業」という。）のうち同項第二号に掲げる事業に要する費用を除く。）についての国の負担割合は、法第五十条第一項及び第二項本文の規定にかかわらず、次の表に掲げる費用の区分に応じ、同表の負担割合の欄に掲げる割合とする。

費用の区分	負担割合
(一) 新設又は改築に要する費用 ((二) に掲げる費用を除く。)	十分の八
(二) 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）第四条第一項に規定する道路交通確保五箇年計画に基づいて実施される除雪（除雪機械の整備を含む。）、防雪又は凍雪害の防止（流雪溝の整備を含む。）に係る事業（以下「除雪事業等」という。）に要する費用	十分の八・五
(三) 維持、修繕その他の管理に要する費用 ((二) に掲げる費用を除く。)	十分の七

【河川】

○河川法（昭和三十九年七月十日法律第百六十七号）

（一級河川の管理に要する費用の都道府県の負担）

第六十条 都道府県は、その区域内における一級河川の管理に要する費用（指定区間ににおける管理で第九条第二項の規定により都道府県知事が行うものとされたものに係る費用を除く。）については、政令で定めるところにより、その二分の一（改良工事のうち政令で定める大規模な工事（次項において「大規模改良工事」という。）に要する費用にあつてはその十分の三、その他の改良工事に要する費用にあつてはその三分の一、維持及び修繕に要する費用にあつて

はその十分の四・五)を負担する。

○河川法施行令（昭和四十年二月十一日政令第十四号）

(河川の管理に要する費用の負担の特例)

第四十二条 道の区域内の特別指定区間外の一級河川について国土交通大臣が行う改良工事の

うち、大規模改良工事に要する費用については、法第六十条第一項の規定にかかわらず、国が、負担基本額に十分の八・五を乗じて得た額を負担し、その他の工事に要する費用については、同項の規定にかかわらず、国が、負担基本額に十分の八を乗じて得た額を負担する。

2 道の区域内の特別指定区間内の一級河川について国土交通大臣が行う改良工事に要する費用については、法第六十条第一項の規定にかかわらず、国が、負担基本額に十分の八・五を乗じて得た額を負担する。

3 道の区域内の一級河川について国土交通大臣が行う維持及び修繕に要する費用については、法第六十条第一項の規定にかかわらず、国が、負担基本額に十分の七を乗じて得た額を負担する。

5 前条第1項の規定により国土交通大臣が行う指定河川の管理のうち、改良工事に要する費用については、法第62条の規定にかかわらず、国が、負担基本額に10分の8.5を乗じて得た額を負担し、維持及び修繕に要する費用については、法第59条の規定にかかわらず、国が、負担基本額に10分の7を乗じて得た額を負担する。

【都市公園】

○都市公園法（昭和三十一年四月二十日法律第七十九号）

(国の設置に係る都市公園の設置及び管理に要する費用についての関係都道府県及び市町村の負担)

第十二条の三 国の設置に係る都市公園で第二条第一項第二号イに該当するものの設置及び管理に要する費用については、当該都市公園の存する都道府県が、政令で定めるところにより、その一部を負担する。

第十二条の四 前条の規定により都道府県の負担する費用のうち、その設置及び管理で当該都道府県の区域内の市町村を利用するものについては、当該設置及び管理による受益の限度において、当該市町村に対し、その設置及び管理に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聴いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

○都市公園法施行令（昭和三十一年九月十一日政令第二百九十号）

(国の設置に係る都市公園の設置及び管理に要する費用についての都道府県の負担)

第二十八条 都道府県が法第十二条の三第一項の規定により負担すべき金額は、各年度ごとに、都市公園の新設に要する費用にあつては当該費用の額から法第十三条又は法第十四条第二項の規定による負担金で当該新設に係るものの額及び第二十条の規定により徴収される使用料で当該都市公園が設置されるまでの間に係るものの額を控除した額に三分の一を、都市公園の改築に要する費用にあつては当該費用の額から法第十三条又は法第十四条第二項の規定による負担金で当該改築に係るものの額を控除した額に三分の一を、都市公園の災害の復旧に要する費用にあつては当該費用の額に三分の一を、都市公園の維持その他の管理（災害の復旧を除く。以下この条において同じ。）に要する費用にあつては当該費用の額から法第十三条又は法第十四条第二項の規定による負担金で当該維持その他の管理に係るものの額及び第二十条の規定により徴収される使用料（当該都市公園が設置された年度にあつては、設置されるまでの間に係るものと除く。）の額を控除した額に十分の四・五を、それぞれ乗じて得た額とする。

道道管理権限の町村への移譲<新旧対照表>

区分	現行		権限移譲後	
	国道	※道道	国道	※道道
【道路管理の特例】		【道路管理の特例】		
区分	国道	※道道	区分	国道
指定市	可(法§17①) 道との協議不要	可(法§17①) 道との協議不要	指定市	可(法§17①) 道との協議不要
指定市以外の市	可(法§17②) 道との協議要	可(法§17②) 道との協議要	指定市以外の市	可(法§17②) 道との協議要
町村	不可 歩道の新設等については道との協議の上で可	不可 歩道の新設等については道との協議の上で可	町村	可 道との協議要
▽		▽		
管理者の管理状態によって道路状況の大きく異なる可能性がある。特に、冬期間の除・排雪については効率性の確保の面などから統一的な管理が必要。		基幹道路である道道と生活道路を町村が統一的に管理することができるようになり、行政の効率的執行やサービスの向上が図られる。		
※ 道路法§12ただし書及び§13①の規定により都道府県が行うこととされているもの(北海道には該当なし)		※ 道路法§12ただし書及び§13①の規定により都道府県が行うこととされているもの(北海道には該当なし)		
法令制度		【特区提案】		
○道路法§17②		○道路法§17②		
・指定市以外の市は道との協議の上、同意を得ることにより道の管理を行うことができるが、町村については規定がない。(現実的に町村は対応が不可能)		・基幹道路である道道と生活道路である町村においても一體的に管理することができますように、道路法§17②に「北海道においては指定市以外の市町村とする」旨の条文を追加する。		

■道路法（昭和二十七年六月十日法律第百八十号）

（管理の特例）

- 第十七条 指定市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により都道府県が行うこととされているもの並びに指定市の区域内に存する都道府県道の管理は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、当該指定市が行う。
- 2 指定市以外の市は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、当該市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により当該都道府県が行うこととされているもの並びに当該市の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができる。
- 3 指定市以外の市町村は、地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るために、当該市町村の区域内に存する国道若しくは都道府県道の新設、改築、維持若しくは修繕又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物の新設若しくは改築のうち、歩道の新設、改築、維持又は修繕その他の政令で定めるものであつて第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項の規定により都道府県が行うこととされているもの（前二項の規定により指定市又は指定市以外の市が行うこととされているものを除く。第二十七条第二項において「歩道の新設等」という。）を都道府県に代わつて行うことが適當であると認められる場合においては、第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、これを行うことができる。
- 4 指定市以外の市町村は、前二項の規定により国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕を行おうとするとき、及び当該国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の全部又は一部を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- 5 第一項から第三項までの場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

（国道の新設又は改築）

- 第十二条 国道の新設又は改築は、国土交通大臣が行う。ただし、工事の規模が小であるものその他政令で定める特別の事情により都道府県がその工事を施行することが適當であると認められるものについては、その工事に係る路線の部分の存する都道府県が行う。

（国道の維持、修繕その他の管理）

- 第十三条 前条に規定するものを除くほか、国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第二条第二項に規定する災害復旧事業（以下「災害復旧」という。）その他の管理は、政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。

2～6 （略）

（都道府県道の管理）

- 第十五条 都道府県道の管理は、その路線の存する都道府県が行う。

（道路の附属物の新設又は改築）

- 第八十五条 国道に附属する道路の附属物の新設又は改築は、国土交通大臣が自ら行う国道の新設又は改築に伴う場合を除き、当該国道の道路管理者が行う。
- 2 都道府県道又は市町村道に附属する道路の附属物の新設又は改築は、当該都道府県道又は市町村道の道路管理者が行う。
- 3 道路の附属物の新設又は改築に要する費用は、道路の附属物の新設又は改築が国道の新設又は改築に伴うものである場合においては、当該国道の新設又は改築に要する費用を負担する者がその負担の割合に応じて負担し、その他の場合においては、道路管理者が負担する。

福祉移送サービスに係る規制緩和<新旧対照表>

区分	現行	権限移譲後
イメージ図	【福祉有償運送】～ 道路運送法 § 78	【福祉有償運送】～ 道路運送法 § 78
○福祉有償運送の要件		○福祉有償運送の要件
区分	内 容	内 容
登録(法 § 79)	国土交通大臣の行う登録を受けなければならない	登録(法 § 79) 同 左
合意(法 § 79-4 ①V)	登録の申請に当たつては、地域の関係者（運営協議会）により、福祉有償運送が必要であると合意がなされていることが必要	合意(法 § 79-4 ①V) 同 左
運送主体(法 § 78 II)	NPO 法人、省令で定める者（公益法人、農協、生協、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会）	運送主体(法 § 78 II) 同 左
運送区域(施行規則 § 51-4)	運営協議会の協議が調つた市町村を単位とする区域。旅客の発地又は着地のが運送の区域内にあること	北海道においては、福祉有償運送に限り、発地又は着地のいずれかが運送区域内にあることの規定を適用しない。 身体障害者等を対象とする会員制であり、旅客の範囲はかなり限定的なことから、旅客のニーズに沿つた運行ができるようにするもの。
旅客の範囲(施行規則 § 49 III)	次に掲げる者で会員登録を受けている人及びその付添人 ・身体障害者 ・要介護認定者、要支援認定者 ・その他の肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者	旅客の範囲(施行規則 § 49 III) 同 左
対価の基準(施行規則 法 § 51-15 III)	・実費の範囲内 ・當利を目的としているとは認められない妥当な範囲で運営協議会において協議が調っていること 当該地域におけるタクシーレンジの概ね 1/2 以内	対価の基準(施行規則 法 § 51-15 III) 同 左
運転者の要件(施行規則 § 51-16)	・2種。1種は大臣認定講習の終了者。 ・セダン等はさらに介護福祉等の要件が必要	運転者の要件(施行規則 § 51-16) 同 左
法令制度	○ 道路運送法施行規則により、運送区域が限定されている。	○ 特区提案 ○ 道路運送法施行規則 § 51-4 に「北海道においては、同法施行規則 § 49 ③で規定する福祉有償運送に限り、同法施行規則 § 51-4 の規定を適用しない」旨の条文を追加する。

■道路運送法（昭和二十六年六月一日法律第百八十三号）

（有償運送）

第七十八条　自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 一 災害のため緊急を要するとき。
- 二 市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。
- 三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

（登録）

第七十九条　自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

（登録の申請）

第七十九条の二　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 行おうとする自家用有償旅客運送の種別（国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の別をいう。次号において同じ。）
 - 三 路線又は運送の区域、事務所の名称及び位置、事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（以下「自家用有償旅客運送自動車」という。）の数その他の自家用有償旅客運送の種別ごとに国土交通省令で定める事項
 - 四 運送しようとする旅客の範囲
- 2 前項の申請書には、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の体制その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない

（登録の拒否）

第七十九条の四　国土交通大臣は、第七十九条の二の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

- 一 申請者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であるとき。
- 二 申請者が第七十九条の十二の規定による登録の取消しを受け、取消しの日から二年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者で当該取消しの日から二年を経過していないものを含む。）であるとき。
- 三 申請者が自家用有償旅客運送の業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前二号のいずれかに該当する者であるとき。
- 四 申請者が法人である場合において、その法人の役員が前三号のいずれかに該当する者であるとき。
- 五 申請に係る自家用有償旅客運送に関し、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者又はその組織する団体、住民その他の国土交通省令で定める関係者が、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため必要であることについて合意していないとき。
- 六 申請者がその申請に係る自家用有償旅客運送に必要と認められる輸送施設の保有、運転者の確保、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の体制の整備その他の輸送の安全及び旅客の利

便の確保のために必要な国土交通省令で定める措置を講ずると認められないとき。

- 2 國土交通大臣は、前項の規定による登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(旅客から收受する対価の掲示等)

第七十九条の八 自家用有償旅客運送者は、その業務の開始前に、旅客から收受する対価を定め、國土交通省令で定めるところにより、これをその事務所において公衆に見やすいように掲示し、又はあらかじめ、旅客に対し説明しなければならない。これを変更するときも同様とする。

- 2 前項の対価は、実費の範囲内であることその他の國土交通省令で定める基準に従つて定められたものでなければならない。

(業務の停止及び登録の取消し)

第七十九条の十二 國土交通大臣は、自家用有償旅客運送者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は登録に付した条件に違反したとき。
- 二 不正の手段により第七十九条の登録、第七十九条の六第一項の有効期間の更新の登録又は第七十九条の七第一項の変更登録を受けたとき。
- 三 第七十九条の四第一項第一号、第三号、第四号又は第六号の規定に該当することとなつたとき。
- 四 第七十九条の四第一項第五号の合意が当該合意の定め又は同号に規定する関係者の合意により解除されたとき。

- 2 第七十九条の四第二項の規定は、前項の場合について準用する。

■道路運送法施行規則（昭和二十六年八月十八日運輸省令第七十五号）

(法第七十八条第二号の者)

第四十八条 法第七十八条第二号の國土交通省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人
- 二 農業協同組合
- 三 消費生活協同組合
- 四 医療法人
- 五 社会福祉法人
- 六 商工会議所
- 七 商工会

(自家用有償旅客運送)

第四十九条 法第七十八条第二号の國土交通省令で定める旅客の運送は、次に掲げるものとする。

- 一 市町村が専ら当該市町村の区域内において行う、当該区域内の住民の運送（以下「市町村運営有償運送」という。）
- 二 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は前条各号に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域その他これに類する地域において行う、当該地域内の住民、その親族その他当該地域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う者であつて第五十一条の二十五の名簿に記載されている者

及びその同伴者の運送（以下「過疎地有償運送」という。）

三 特定非営利活動法人等が乗車定員十一人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者
うち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することができる困難な者であつて第五十一条の二十五の名簿に記載されている者及びその付添人の運送（以下「福祉有償運送」という。）

イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者

ロ 介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者

ハ 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者

ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

（有償運送の許可申請）

第五十条 法第七十八条第三号の規定により、自家用自動車の有償運送の許可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した有償運送許可申請書を提出するものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 運送需要者

三 運送しようとする人の数又は物の種類及び数量

四 運送しようとする期日若しくは期間又は区間若しくは区域

五 有償運送を必要とする理由

（自家用有償旅客運送の種別）

第五十一条 法第七十九条の二第一項第二号の国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の別は、次のとおりとする。

一 市町村運営有償運送

二 過疎地有償運送

三 福祉有償運送

（申請書の記載事項）

第五十一条の二 法第七十九条の二第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 路線又は運送の区域（過疎地有償運送及び福祉有償運送にあつては、運送の区域）

二 事務所の名称及び位置

三 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

（運送の区域）

第五十一条の四 法第七十九条の二第一項第三号の運送の区域は、地域公共交通会議、協議会又は第五十一条の七に規定する運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域のうち、当該地域公共交通会議、協議会又は運営協議会において協議により定められた市町村を単位とする区域とする。

2 自家用有償旅客運送者は、発地及び着地のいずれもがその運送の区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。）をしてはならない。

（法第七十九条の四第一項第五号の合意していないとき）

第五十一条の七 法第七十九条の四第一項第五号の合意していないときは、市町村運営有償運送にあつては法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る当該運送について地域公共交通会議又は協議会において、過疎地有償運送及び福祉有償運送にあつては同条の規定による登録の申請に係る当該運送について運営協議会（地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要な過疎地有償運送及び福祉有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長又は都道府県知事が主宰する協議会をいう。以下同じ。）において協議が調つていないときとする。

(運営協議会の構成員等)

第五十一条の八 運営協議会は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
 - 二 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
 - 三 住民又は旅客
 - 四 地方運輸局長
 - 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - 六 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に過疎地有償運送又は福祉有償運送を行つてある特定非営利活動法人等
- 2 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、運営協議会に、学識経験を有する者その他の運営協議会の運営上必要と認められる者を構成員として加えることができる。
 - 3 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事は、法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る過疎地有償運送又は福祉有償運送について運営協議会において協議を行う場合には、当該申請者の意見を聴取するものとする。

(旅客から收受する対価の掲示等)

第五十一条の十四 市町村運営有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、旅客から收受する対価を、その事務所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。これを変更するときも同様とする。

- 2 過疎地有償運送及び福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、旅客から收受する対価を、あらかじめ、旅客に対し書面の提示その他適切な方法により説明しなければならない。これを変更するときも同様とする。

(旅客から收受する対価の基準)

第五十一条の十五 法第七十九条の八第二項の旅客から收受する対価の基準は、次のとおりとする。

- 一 旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であると認められること。
- 二 合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとつて明確であること。
- 三 過疎地有償運送及び福祉有償運送に係る対価にあつては、当該地域における一般旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ、運営協議会において協議が調つていること。

(自家用有償旅客運送自動車の運転者)

第五十一条の十六 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合にあつては、道路交通法に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者又は同法に規定する第一種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去二年以内において停止されていない者であつて、次に掲げる要件のいずれかを備える者でなければ、その自家用有償旅客運送自動車の運転をさせてはならない。

- 一 國土交通大臣が認定する講習を修了していること。
 - 二 前号に掲げる要件に準ずるものとして國土交通大臣が認める要件を備えていること。
- 2 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者が死者又は負傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第五条第二号、第三号又は第四号に掲げる障害を受けた者をいう。）が生じた事故を引き起こした場合その他輸送の安全が確保されていないと認められる場合には、当該運転者に対して、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の適性診断を受けさせなければならない。
 - 3 自家用有償旅客運送者は、福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合に

あつては、第一項に規定する要件のほか次に掲げる要件のいずれかを備える運転者を乗務させ、又は次に掲げる要件のいずれかを備える者を乗務させなければならない。

- 一 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十二条第一項の介護福祉士の登録を受けていること。
- 二 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。
- 三 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。
- 4 第一項第一号及び前項第二号の認定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者が実施する講習について行う。
 - 一 講習を実施する者の職員、講習の実施の方法その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 - 二 前号の講習の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 5 第一項第一号及び第三項第二号の認定を受けようとする者は、申請書に告示で定める事項を記載した書類を添付して国土交通大臣に提出しなければならない。
- 6 第一項第一号及び第三項第二号の認定を受けた講習を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに講習の名称は、告示する。

(旅客の名簿)

第五十一条の二十五 過疎地有償運送又は福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、その運送サービスの提供を受ける旅客について、次に掲げる事項を記載した名簿を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。

- 一 氏名
- 二 住所
- 三 福祉有償運送にあつては、運送を必要とする理由
- 四 その他必要な事項

コミニティハウスの制度創設<新旧対照表>

区分 イメージ図	現行	権限移譲後																													
		区分内容	【コミニティハウスの構築】	権限内容																											
社会福祉事業 (社会福祉法§2)	<ul style="list-style-type: none"> ○第1種社会福祉事業 ②として入所施設サービス（§2に限定列挙） ・経営主体は、原則、国・地方公共団体及び社会福祉事業 ○第2種社会福祉事業 ・主として在宅サービス（§2③に限定列挙）～コミニティハウスは位置付けられない ・経営主体の制限はない 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">社会福祉事業 (社会福祉法§2)</td> <td style="width: 33%;">社会福祉事業 (社会福祉法§2)</td> <td style="width: 33%;">社会福祉事業 (社会福祉法第10章)</td> </tr> <tr> <td>○第1種社会福祉事業</td> <td>○主として入所施設サービス（§2に限定列挙）</td> <td>○第1種社会福祉事業</td> </tr> <tr> <td>②として入所施設サービス（§2に限定列挙）</td> <td>・経営主体は、原則、国・地方公共団体及び社会福祉事業</td> <td>・主として在宅サービス（§2③に限定列挙）～コミニティハウスを位置づける</td> </tr> <tr> <td>・経営主体は、原則、国・地方公共団体及び社会福祉事業</td> <td>○第2種社会福祉事業</td> <td>・経営主体の制限なし</td> </tr> <tr> <td>○第2種社会福祉事業</td> <td>・主として在宅サービス（§2③に限定列挙）～コミニティハウスは位置付けられない</td> <td>○地域福祉計画</td> </tr> <tr> <td>・経営主体の制限はない</td> <td>・経営主体の制限なし</td> <td>○地域福祉協議会</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○共同募金</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○コミニティハウス</td> </tr> </table>	社会福祉事業 (社会福祉法§2)	社会福祉事業 (社会福祉法§2)	社会福祉事業 (社会福祉法第10章)	○第1種社会福祉事業	○主として入所施設サービス（§2に限定列挙）	○第1種社会福祉事業	②として入所施設サービス（§2に限定列挙）	・経営主体は、原則、国・地方公共団体及び社会福祉事業	・主として在宅サービス（§2③に限定列挙）～コミニティハウスを位置づける	・経営主体は、原則、国・地方公共団体及び社会福祉事業	○第2種社会福祉事業	・経営主体の制限なし	○第2種社会福祉事業	・主として在宅サービス（§2③に限定列挙）～コミニティハウスは位置付けられない	○地域福祉計画	・経営主体の制限はない	・経営主体の制限なし	○地域福祉協議会			○社会福祉協議会			○共同募金			○コミニティハウス	<p>□</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域住民が主体となり、多様な生活課題に幅広く対応する場であるコミニティハウスを法に位置づけ、地域福祉を推進するとともに、支援を必要とする人自らの内にある生きる力を引き出す場としていく。 	<p>○地域住民が主体となり、多様な生活課題に幅広く対応する場であるコミニティハウスを法に位置づけ、地域福祉を推進するとともに、支援を必要とする人自らの内にある生きる力を引き出す場としていく。</p>
社会福祉事業 (社会福祉法§2)	社会福祉事業 (社会福祉法§2)	社会福祉事業 (社会福祉法第10章)																													
○第1種社会福祉事業	○主として入所施設サービス（§2に限定列挙）	○第1種社会福祉事業																													
②として入所施設サービス（§2に限定列挙）	・経営主体は、原則、国・地方公共団体及び社会福祉事業	・主として在宅サービス（§2③に限定列挙）～コミニティハウスを位置づける																													
・経営主体は、原則、国・地方公共団体及び社会福祉事業	○第2種社会福祉事業	・経営主体の制限なし																													
○第2種社会福祉事業	・主として在宅サービス（§2③に限定列挙）～コミニティハウスは位置付けられない	○地域福祉計画																													
・経営主体の制限はない	・経営主体の制限なし	○地域福祉協議会																													
		○社会福祉協議会																													
		○共同募金																													
		○コミニティハウス																													
少子高齢化の進展や地域の連帯感の希薄化などにより、既存の公的な福祉サービスだけでは対応できない多様な生活課題が出現した地域における「新たな支え合い」（共助）の場の構築が求められている。	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉計画 ○社会福祉協議会 ○共同募金 	<p>○地域住民が主体となり、多様な生活課題に幅広く対応する場であるコミニティハウスを法に位置づけ、地域福祉を推進する場としていく。</p>	<p>○地域住民が主体となり、多様な生活課題に幅広く対応する場であるコミニティハウスを法に位置づけ、地域福祉を推進する場としていく。</p>																												
法令制度	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉法§2により、社会福祉事業は、生活保護法、児童福祉法、老人福祉などの個別法に基づく事業が列挙されている。 ○地域福祉の推進については、社会福祉法第10章において、地域福祉計画、社会福祉協議会及び共同募金が位置づけられている。 	<p>【特区提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多様な生活課題に幅広く対応できるよう、第2種社会福祉事業にコミニティハウスを追加する（法§2③）とともに、同法第10章にコミニティハウスを規定する。 	<p>○多様な生活課題に幅広く対応できるよう、第2種社会福祉事業にコミニティハウスを追加する（法§2③）とともに、同法第10章にコミニティハウスを規定する。</p>																												

Q & A

【Q1】 「コミュニティハウス」とはどのような事業ですか

A 「コミュニティハウス」は地域におけるあらゆる生活上の課題に対して、その課題を抱える本人と地域の人々がともに解決の手立てを講じるための「地域拠点」であり、誰でもが何時でも集える「場」として、様々な相談等に応じる常駐の「コーディネーター」を有する事業です。

【Q2】 「コミュニティハウス」は、どのような点で新しい福祉のかたちと言えるのですか。

A 従来の対象者を限定した縦割りの福祉では制度に乗れない人が出ること、建物の面積や人の配置など国が決めた物理的基準に人間の方が合わせざるを得ず、制度はあるのだが不自由で使いにくい、さらには、福祉サービスを供給する側と受ける側が二分される構図になっているが、支援の必要な人も、別の局面では、他の人の役に立つ、自分にも役割があるということが自覚できる、すなわち自立に役立つという発想もこれからは必要といった課題が指摘されています。

「コミュニティハウス」はこうした課題に対応すべく、考え方を根本から変えて、福祉のユニバーサル化（対象者を限定せず、必要な人が誰でも利用できる）と、循環型地域福祉システム（利用する人が一方的に助けられるだけでなく、活躍できる）の二つをコンセプトとして、釧路のNPO関係者等が実験的に施設を開設しながら制度設計したものです。

この制度設計では、コミュニティハウスは、

- ①対象者を限定した縦割りの事業とするのではなく、あらゆる生活課題に対応する地域拠点とする
- ②施設設置について国が固定的・限定期的な物理的基準を示すのではなく、地域に任せ、地域や利用者がみずから評価するガイドライン方式とする
- ③サービスを与え、それが消費されるという福祉ではなく、地域でともに支え合い、新しい価値を作り出していく福祉とする

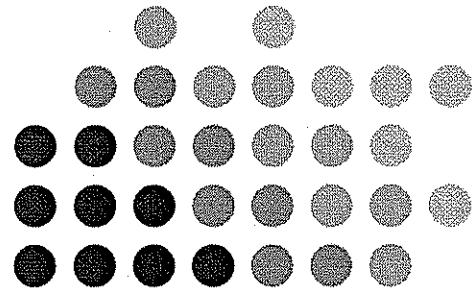
の3つを新しいコンセプトとしています。

【Q3】 「コミュニティハウス」が社会福祉法に位置づけられると、どのようなメリットがあるのでしょうか。

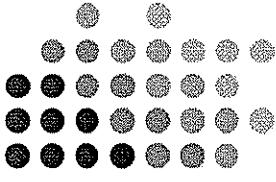
A 北海道の福祉の現場の努力により開発されてきた新しい福祉のかたちを社会福祉法の中に位置づけ、認知することで、「コミュニティハウス」を新しい福祉の形として広く道内に普及させようと考えています。

また、社会福祉法に位置づけられることにより、社会福祉法人が「コミュニティハウス」の事業を行った場合に公益事業として経理できるなど、税法上のメリットを得られることなどが考えられます。

北海道発 コミュニケーションバスの提案



誰もが生き生きと暮らせる
北海道であるために



地域の「生活課題」を解決する 「コミュニティハイハウス」を制度化する

分野：地域福祉

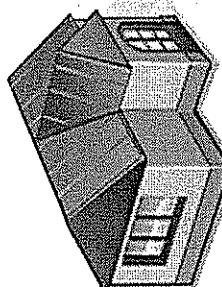
ただし、まちづくり、まちおこし、仕事づくり、人材育成など幅広く地域再生に寄与できる制度。

必要な人が誰も使える

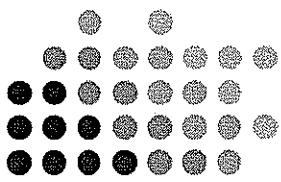
地域ぐるみで運営する

地域の課題や目標
がみえてくる

誰もが支えられて、支えられる
主役になる



コミュニティハイハウス



発想のきっかけ：道州制の芽発見事業

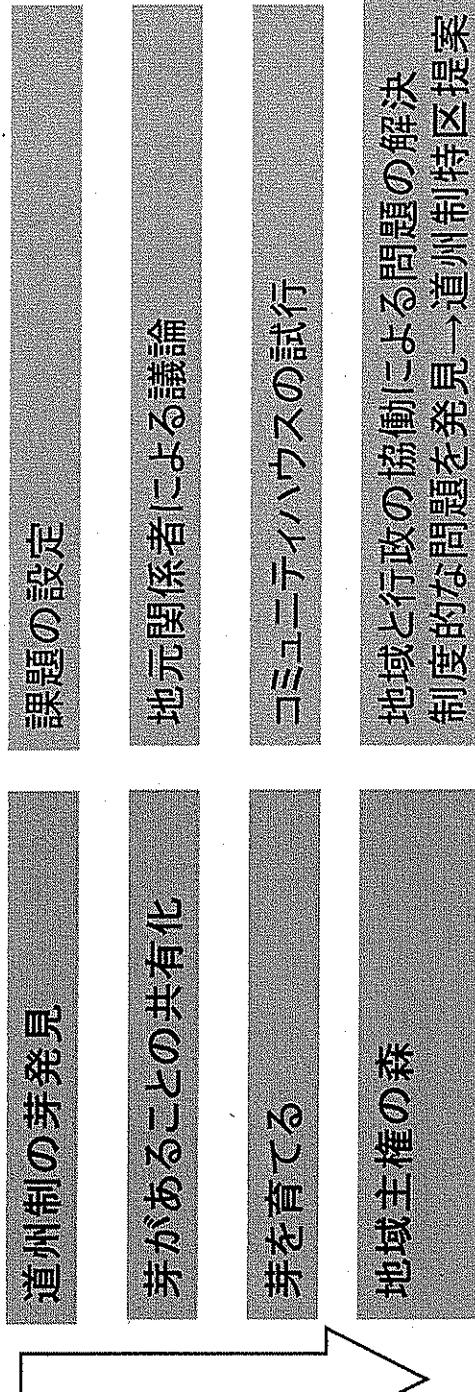


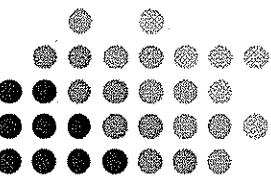
事業の具体的なゴール

地域にとつて道州制を身近にするために、地域の困り事や改善点である「道州制の芽」を発見し、それを住民が、コーディネーターや行政と協働で解決していく過程をモデル化

取組第1弾： コミュニティハウス プロジェクト（釧路市）

芽発見事業の進展イメージ コミュニティハウスプロジェクトの進捗過程





1 道州制の芽の発見 課題の設定：コミュニティハウスのイメージ発案

現状・課題

障がい者、高齢者、生活保護など分野毎の縦割、サービス対象者の厳しいより分けなどで、身近な地域で気軽に手助けできるシステムになつていらない

手厚くコストのかかるフォーマルな支援と、不安定でボランティアに支えられるインフォーマルな支援の体制が二極化

過疎化、身近なコミュニティの崩壊などで、地域で生活するうえで、支援の必要な人が増えている

福祉の対象にならない人であっても一時的に手助けが必要になることがある

アイデア

障がい者、高齢者、子供などさまざまな種類の福祉サービスを必要としている人たちが、一緒に暮らせる施設

・通常の住宅程度から町内会館規模程度の建物に、法定サービスベース、地域活動拠点や法定外サービスベース、居住スペースなどが共存するスタイル。地域に今必要なニーズに応える

・多数の構成員の中でそれぞれの得意分野や状況に基づいて、無理のない役割分担をはつきりさせ、協力して支え合う。

・プロジェクトをまとめるコーディネーターを設置。

目指すもの

中間的でフレキシブルに多様な人たちの支援ができる地域拠点を実現

その実現プロセスを体系化し、応用することで地域の効率的な資源づくりを充実させる

2 芽があることの共有化

関係者の議論とユニティハウスの具体化

→ 地域で活動する様々な分野の関係者が、それぞれの情報を元に、当初のアイディアをブラッシュアップ

ユニティハウスの可能性を確認

今、困っている問題

こういうユニティハウスがあれば良い

認知症の人を受け入れる施設は、利用者が施設を運営する方や、必要なサービスを提供する介護職員など、施設が不十分

グループホームなどがない地域に暮らす者は、地元を離れない、そのため施設に入れない

分野が違つても共通する課題がある。

障がい者支援

認知症の人は障がい者の枠内にないような発達がいる人が、障がい者の方が親元を離さず、どこでできる支援、施設が不十分

高齢者向けの小規模多機能の施設を開かい者が利用できるようになつた例がある。かなり度の障がいにも対応できる。

利用者が通つて、泊まつていよいよの時に住むことができる施設が必要

生活保護

最初からサービスの対象を決めず作れないか。

生活福祉分野に限らず、そこでの福祉の仕事ができ、生年月日を受けていたりだけではなく、障がいのある人も働ける

一歩前進は難しい人がステップアップするための中間就労ができるようなマネージメントがあると良い

こども家庭支援

最初からサービスの対象を決めず作れない

暮らす場、相談できる場所、たまり場の3昨日が必須。それとの分野に、それぞれの機能があるから、二種にしてはどううか。

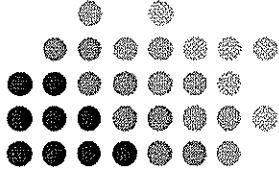
施設を実用的に運営していくため、実施する事業ごとに利用者が、会員参加できる工夫、さらには施設自体が提供するサービスの地図の一覧への対応の組み合わせが必要

行政 まちづくり

制度に合致する取組の部分は公の支え

受け、他の部分は自らは無いよ

うな施設ではない。施設やスケーパーを運営すれば、まずは受け入れられる



例えば、こんな人たちが
こんなことで困っている

地域にコミュニティバスがないと・・

3 芽を育てる コミュニティハウス冬月荘の試行

話をつてただけじゃダメだ。
まずはやってみよう！！



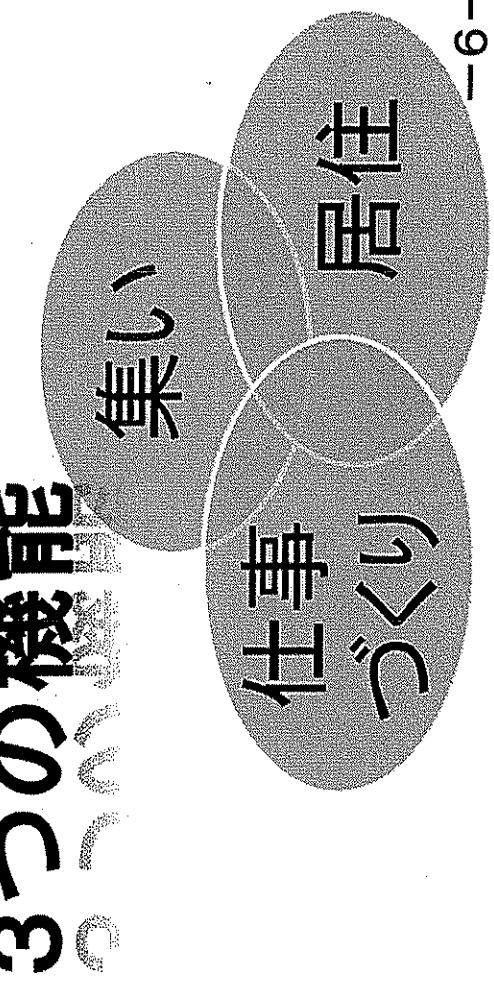
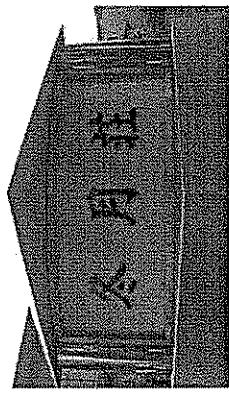
福祉のユニバーサル化

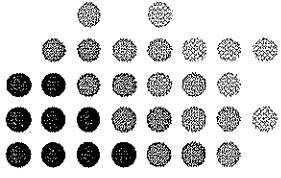
- ・対象者を限定しない。必要な人が誰でも使える

地域資源によるシステム

- ・利用する人が一方的に助けられるだけではなく、活躍できる場。

2つのコンセプト





例えば、こんな人たちが
こんなことで困っていたければ
地域にコミュニティハウスがあると・・・

(NHKスペシャルも参考にどうぞ)

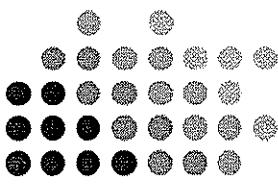
モデル事業と検討会の中で整理された
「コミュニティハウス」とは？ その1

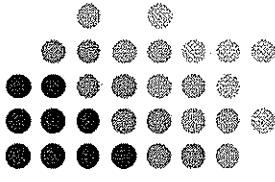
①既存福祉制度の枠組みとは違う新たな枠組
画一性・公平性重視の与える福祉から
個別性・柔軟重視の支え合う、つくりだす福祉への転換

②地域福祉事業メニューとして創設の可能性
社会福祉全体の指向性を定めた「社会福祉法（平成12年改
正）」が新たな時代の福祉を考えているとはいっても、増進すると掲
げた「地域福祉」において具体的な事業を明確化していない。

③物理的基準ではなくガイドライン基準を採用
対象者の状況、建物の面積、人の配置などといった基準ではなく
く、運営のためのガイドラインだけ制度化し、それをどう実現する
かどう評価するかは地域に任せると新基準を採用

制度との関係性を
みてみると





これがガイドライン

モデル事業と検討会の中で整理された

「コミュニティハウス」とは？ その2

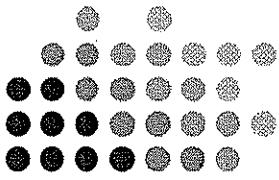
定義：地域におけるあらゆる生活課題に対して生活主体とともに解決の手立てを講じる「地域拠点」であり、恒常的な「場」と常駐の「コーディネーター」を有する地域福祉事業である。

思想・目的：

- ①制度の隙間をつくらない=地域のためのセーフティネット機能強化
公的援助(福祉、法務など)を必要とする人の予防線が地域福祉の重要な目的
- ②各法関係機関との役割分担によって新社会福祉システム構築への手がかりへ
従来型のシステムの限界を解決するツール開発として
- ③地域(自治体、住民)のエンパワーメント推進
生活中最も根ざした分野の実践で地域主権実現のためのモデル的役割

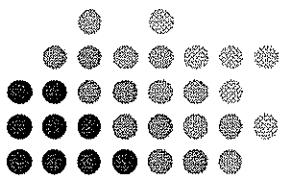
実施のガイドライン(及び評価軸)：

- ①地域による自治的運営のシステムと評価システムを持つ
- ②あらゆる生活課題に必ず何らかの手立てを講じる
- ③直接支援メニューを3つ以上持つ
- ④自治体との連携システムを持つ
- ⑤包括的で循環的な支援視点を持つ
- ⑥人材養成、ネットワークづくり、まちづくり機能を持つ



制度化するための具体的提案

- 現行 社会福祉法に盛り込む
社会福祉法 第一章第三条の第二種社会福祉事業として位置づける
第十章第四節を創設し、地域福祉事業として位置づける
- 北海道にガイドラインに基づいた新たな制度を創設する
などなど可能性がありますが、あとは制度化のプロと共同で具体化いたします。

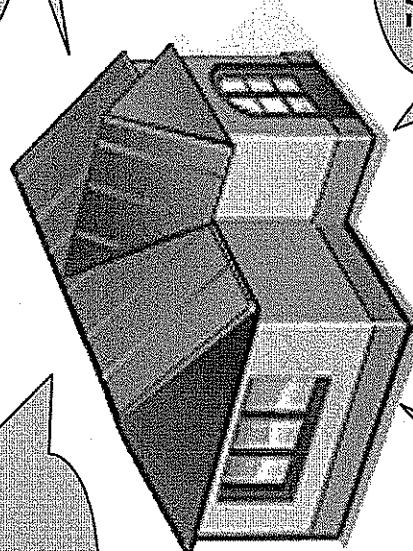


可能性　二　二　二　二　二　二

必要な人が誰も使えるから、
制度からほれおちる人が
減る

=セーフティネット整備

地域ぐるみで運営するから、
自治力が高まる
=地域の地域主権の推進



地域の課題や目標がべき方
みえてくるから、進むべく
向性が明確になる
=施策・制度の効率化

誰もが支えられ、支えられる
から、市民の
意識が高まる
=エンパワーメント
=市民の自立促進